



佐賀県公報

平成19年
7月30日
(月曜日)
第 12936号

目 次

告 示

(○印は、県例規集に登載するもの)

- 自衛官二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間 (四〇〇・消防防災課) 一
- 自衛官二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験期日等 (四〇一・〃) 一
- 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定辞退 (四〇二・長寿社会課) 一
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
- 農地保有合理化事業規程の変更承認
- 開発行為に関する工事の完了
- 鳥栖市土地改良区営土地改良事業計画変更決定
- 県営兵庫東部地区土地改良事業計画変更決定

○ 告 示

(県民協働課) 二
(農産課) 二
(まちづくり推進課) 二
(農地整備課) 二
(〃) 三

試験場の位置及
び名称を次のとおり定める。

平成十九年七月三十日

佐賀県知事 古川康

区分	試験期日	試験場の位置	試験場の名称
佐賀市松原一丁目二番三五号	佐賀市松原一丁目二番三五号	佐賀商工会館	佐賀商工会館
唐津市大名小路一番五四号	唐津市大名小路一番五四号	伊万里市民センター	伊万里市民センター
伊万里市松島町三九一一番一号	伊万里市松島町三九一一番一号	唐津商工会議所	唐津商工会議所
武雄市武雄町武雄五五三八番地一	武雄市武雄町武雄五五三八番地一	武雄市文化会館	武雄市文化会館
鹿島市納富分二六四三番一号	鹿島市納富分二六四三番一号	鹿島市民会館	鹿島市民会館
神埼郡吉野ヶ里町立野七番地	神埼郡吉野ヶ里町立野七番地	陸上自衛隊日達原駐屯地	陸上自衛隊日達原駐屯地
平成一九年九月一八日 一九日 二〇日	(口述試験、身体検査) (筆記試験、口述試験) 平成一九年九月二四日	神埼郡吉野ヶ里町立野七番地	陸上自衛隊日達原駐屯地
神埼郡吉野ヶ里町立野七番地	神埼郡吉野ヶ里町立野七番地	陸上自衛隊日達原駐屯地	陸上自衛隊日達原駐屯地
平成一九年九月二五日	(身体検査) 平成一九年九月二五日	神埼郡吉野ヶ里町立野七番地	陸上自衛隊日達原駐屯地

女子	男子	試験期日	試験場の位置	試験場の名称
平成一九年九月二四日 一九日 二〇日	(口述試験、身体検査) (筆記試験、口述試験) 平成一九年九月二四日	平成一九年九月一八日 一九日 二〇日	神埼郡吉野ヶ里町立野七番地	陸上自衛隊日達原駐屯地
神埼郡吉野ヶ里町立野七番地	神埼郡吉野ヶ里町立野七番地	平成一九年九月一八日 一九日 二〇日	神埼郡吉野ヶ里町立野七番地	陸上自衛隊日達原駐屯地
伊万里市立花町二七四二番地	伊万里市立花町二七四二番地	伊万里市立花町二七四二番地	伊万里市立花町二七四二番地	伊万里市立花町二七四二番地
平成一九・七・三一	平成一九・七・三一	平成一九・七・三一	平成一九・七・三一	平成一九・七・三一

○ 佐賀県告示第四百二号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号) 第百十三条の規定により、次のとおり
おり指定介護療養型医療施設から指定の辞退があつた。

平成十九年七月三十日

佐賀県知事 古川康

募集期間 平成十九年八月一日から同年九月七日まで

平成十九年七月三十日

佐賀県知事 古川康

白衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号) 第百十四条及び第百十八条
条の規定による二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間は、次のとおりで
ある。

○ 佐賀県告示第四百一号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号) 第百十七条及び第百十八
条の規定による二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験の試験期日並びに

○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成19年9月13日まで「さが元気ひろば」（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成19年7月30日

佐賀県知事 古川康

1 申請のあった年月日 平成19年7月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人 中原たすけあいの会

(2) 代表者の氏名 平野 征幸

(3) 主たる事務所の所在地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、助け合いの精神に基づき市民が相互に対等平等な立場で、自主的な福祉活動を行い、誰もが安心して、その人らしく暮らしていける地域社会を創設することによって福祉の増進に努める。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成19年7月30日

佐賀県知事 古川康

1 開発区域に含まれる地域の名称

神埼市神埼町竹字伏部4746番、4748番及び4749番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府茨木市野々宮一丁目2番26号

大阪高速乳配株式会社

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業規程の変更を次のとおり承認したので、同条第2項において準用する法第7条第5項の規定により公告する。

平成19年7月30日

佐賀県知事 古川康

鳥栖市宿町1152番地2 烏栖市土地改良区理事長 三原 俊美から認可申請の鳥栖市土地改良区當土地改良事業（維持管理）の計画変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定したので、同条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議を申し出ることができます。異議申出書は、平成19年9月11日までに佐賀県鳥栖農林事務所（郵便番号841-0051 鳥栖市元町1234番地1）に提出してください。

佐賀県知事 古川康

1 縦覧に供する書類

(1) 鳥栖市土地改良区営土地改良事業(維持管理)の変更後の計画書の写し

(2) 鳥栖市土地改良区の変更後の定款の写し

2 縦覧の期間

平成19年7月31日から平成19年8月27日まで

3 縦覧の場所

鳥栖市役所

県営土地改良事業（ほ場整備）兵庫東部地区の計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3 第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成19年9月11日までに佐賀県佐賀中部農林事務所（郵便番号849-0925 佐賀市八丁畷町8番地1）に提出してください。

平成19年7月30日

佐賀県知事 古川康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（ほ場整備）兵庫東部地区の変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成19年7月31日から平成19年8月27日まで

3 縦覧の場所

佐賀市役所

申購
込読
先料

一か年三一、二〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年七月三十日印刷及び発行者
佐賀県知事 古川康行

印刷定日 毎週月曜日
株古川総合印刷